

北海道公安委員会告示第57号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、滝川市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示する。

令和7年3月19日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

1 合意した者

- (1) 滝川市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 浦臼町
- (4) 北海道運輸局札幌運輸支局
- (5) 国土交通省北海道開発局 札幌開発建設部滝川道路事務所
- (6) 空知中央バス株式会社
- (7) 北海道中央バス株式会社
- (8) 有限会社誠和運輸
- (9) 株式会社美唄自動車学校

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、北海道中央バス株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

通番	停留所名	上下線別	所 在 地
1	N T T 前	下り	滝川市栄町2丁目2番先
2	N T T 前	上り	滝川市栄町1丁目4番先
3	滝川市立病院前	下り	滝川市大町2丁目2番先
4	裁判所前	下り	滝川市大町2丁目6番先
5	保健所前	下り	滝川市緑町2丁目3番先
6	緑町2丁目	下り	滝川市緑町2丁目6番先
7	イーストタウン	下り	滝川市東町2丁目8番先
8	新町6丁目	下り	滝川市東町1丁目38番先
9	西高入口	下り	滝川市西町6丁目1番先
10	銀川団地	下り	滝川市西町5丁目1番先
11	西町	下り	滝川市西町2丁目1番先
12	銀座通	下り	滝川市本町1丁目3番先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

運行事業者	自 動 車
滝川市	公共交通空白地有償運送（通称 滝川市内線）